

障害福祉サービス事業者等の 届出等に係る留意事項について

～サービス管理責任者等OJTに係る届出について～

仙台市障害福祉サービス指導課



仙台市障害福祉サービス指導課です。

本講義では、障害福祉サービス事業者等の届出等に係る留意事項の中で「サービス管理責任者等OJTに係る届出」について説明します。

目次

1. はじめに
2. サービス管理責任者等研修制度の変更点について
3. 6か月以上のOJTにより受講するための要件
4. 指定権者への届出について
5. 留意事項について
6. 参考資料



本講義では、こちらの項目に沿って、説明します。

1. はじめに

本講義では、令和5年度に改正された「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」のうち、実践研修の受講に必要な実務経験について説明します。

名称の表記について

本資料では、サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者を併せて、「サービス管理責任者等」または「サビ管等」と表記します。
また、「サビ管」「児発管」という略称を適宜使用します。

資料の内容について

本資料は「サービス管理責任者等に関する告示の改正について（令和5年6月30日付け事務連絡）」を基に作成しています。今後取り扱い等が変更となる場合がありますのでご注意ください。



3

1. はじめに

本講義では、令和5年度に改正された「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」のうち、実践研修の受講に必要な実務経験の特例に関して説明します。

名称の表記について

本資料では、サービス管理責任者および、児童発達支援管理責任者のことを併せて、「サービス管理責任者等」または「サビ管等」と表記します。
また、資料中では「サビ管」や「児発管」という略称を適宜使用します。

また、本資料は令和5年6月30日付け事務連絡「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」を基に作成しています。
今後取り扱い等が変更となる場合がありますので、あらかじめご注意ください。

2. サービス管理責任者等研修制度の変更点について

令和5年度の制度改正

基礎研修修了後「2年以上」の期間のOJTを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、**例外的に「6月以上」の期間のOJTで受講を可能**とする。



2. サービス管理責任者等研修制度の変更点について説明します。

まず、サービス管理責任者等については、基本的に3～8年の「実務経験要件」と、基礎研修の修了、その後2年以上の実務経験（OJT）を経た上で、更に実践研修を修了する「研修修了要件」のどちらも満たした上で、初めてサービス管理責任者等として配置が可能となります。

令和5年度の制度改正により、基礎研修終了後「2年以上」の期間の実務経験（OJT）を原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6か月以上」の期間の実務経験（OJT）で実践研修の受講が可能となりました。

3. 実践研修を6か月以上のOJTにより受講するための要件等

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしていること。
- ② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画原案作成の業務に従事すること。
- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行うこと。



5

3. 実践研修を6か月以上のOJTにより受講するための要件等について説明します。

基礎研修終了後6か月以上の実務経験（OJT）で、実践研修を受講するための要件は3つあります。

- ①基礎研修受講時に既に、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしていること。
- ②障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画原案の作成業務に従事すること。
- ③上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行うこと。

これらの要件については、全て満たす必要があります。各要件の詳細は次のスライド以降で説明します。

3. 実践研修を6か月以上のOJTにより受講するための要件等

- ① 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしていること。

基礎研修の受講時に既にサービス管理責任者等の**実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3～8年)**を満たしていることが必要です。

注意

基礎研修受講時に実務経験要件を満たしていない者は、通常通り2年以上のOJTが必要

参照

国QAを参照（令和5年3月31日付け事務連絡・サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するQ&Aについて）
実務経験の要件については、参考資料④を参照 宮城県障害福祉課 引用



6

要件の1つ目

- ①基礎研修受講時に、既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしていること、について説明します。

これは、基礎研修受講時に、既にサービス管理責任者等の実務経験要件、（相談支援業務又は直接支援業務を3～8年）を満たしていることをいいます。

注意点として、この要件については、「基礎研修受講開始時に、実務経験要件を満たしている者が対象」となります。

研修受講中または、修了後に実務経験を満たした場合は対象となりません。その場合は、通常通り2年以上の実務経験（OJT）が必要となります。

3. 実践研修を6か月以上のOJTにより受講するための要件等

② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画原案作成の業務に従事すること。

具体的には・・・

サビ管等のもとで、基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事する。

例外として

やむを得ない事由によりサビ管等を欠いている事業所等において、サビ管等としてみなして配置され、個別支援計画の作成の一連の業務に従事する。



7

要件の2つ目

②障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画原案の作成業務に従事することについて説明します。

具体的には、

サビ管等として配置されている人のもとで、基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの、一連の業務に従事している場合を指します。

また、例外的に

「やむを得ない事由」によりサビ管等を欠いている事業所等において、やむを得ない事由によりサビ管等としての配置が認められており、かつ現に個別支援計画の作成の、一連の業務に従事している場合もあります。当該サビ管の配置が「やむを得ない事由」に該当するかは、事前に仙台市へ相談してください。

相談の上、仙台市が認めた場合のみ「やむを得ない事由」によるサビ管等の配置が認められます。なお、相談の結果、配置が認められない場合もあります。

3. 実践研修を6か月以上のOJTにより受講するための要件等

③ 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務指定権者に届出を行うこと。

スライド7

サビ管等のもとで、基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事する。

- ・「人員配置上必要な数を満たすためにサビ管等としての配置」をしている場合
→配置する際に指定権者に届出を行っているため**届出不要**

「人員配置上必要な数を満たすためにサビ管等としての配置」をしていない場合 → **届出必要**



8

続いて、要件の3つ目

③障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事することについて、指定権者に届出を行うことについて説明します。

サビ管等のもとで、基礎研修修了者が個別支援計画原案の作成までの、一連の業務に従事する場合において、

・対象従業者を、「人員配置に必要な数を満たすためにサビ管等としての配置」としている場合は、配置する際に既に市へ届出を行っているため届出が不要です。

これは、基準上2人のサビ管等の配置が必要な事業所において、2人目のサビ管等として従事している場合などがあたります。

・一方で「人員配置上必要な数を満たすために、サビ管等としての配置をしていない」場合については、実践研修を6か月以上のOJTにより受講する特例を活用する際に、届出が必要となります。

これは、基準上必要なサビ管等が配置されていて、さらに2人目以降のサビ管等を配置する場合などがあたります。

ただし、研修を受講するタイミングに届出をしていただくのではなく、実際に、個別支援計画原案の作成業務に従事し始めたら速やかに届出をお願いします。

4. 指定権者への届出について

届出が必要な場合は、個別支援計画の原案作成までの一連の業務に従事し始める前に行ってください。

サービス管理責任者	児童発達支援管理責任者
<ul style="list-style-type: none">● 変更届出書（様式第2号）● 付表● 勤務形態一覧表（別紙2）● 経歴書（参考様式3）● 研修修了証・資格証の写し● 実務経験証明書（参考様式4）	<ul style="list-style-type: none">● 変更届出書（様式第2-2号）● 付表● 勤務形態一覧表（別紙2）● 経歴書（参考様式3）● 研修修了証・資格証の写し● 実務経験証明書（参考様式4）

様式等は仙台市HPからダウンロードしてください。

9

スライド8で説明した、指定権者への届出について説明します。

サービス管理責任者等実践研修を受けるための実務経験「6カ月以上のOJT」の特例を利用したい場合は、市への届出が必要となります。

届出に必要な書類は表記のとおりです。

基本的には、サビ管等の変更届を提出するときと同じ書類が必要となります。届出は、個別支援計画原案の作成業務に従事し始めたら速やかに行ってください。

また、様式等は仙台市ホームページから適宜ダウンロードし、最新の様式でご提出をお願いします。

4. 指定権者への届出について

⚠ 届出を行う際の留意点 ⚠

- 届出日は、実際に提出する日を記入してください。
- 変更届出書の「変更後」欄に、当該基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの業務に従事する旨を、従事開始日とともに明記してください。従事開始日は「変更年月日」の欄にも記載してください。

例: 変更後

仙台 太郎 (サービス管理責任者)

従事開始日 令和7年4月1日

個別支援計画の原案作成に従事(6か月OJTの特例のための届出)

- 勤務形態一覧表では、当該基礎研修修了者の「職種欄」にサービス管理責任者(又は児童発達支援管理責任者)も加えてください。



10

続いて市へ届出を行う際の留意点について、説明します。

・届出日は、実際に提出する日を記入してください。

・変更届出書の「変更後」欄に、当該基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの業務に従事する旨を、従事開始日とともに明記してください。ここでいう従事開始日は、事業所での勤務を開始した日ではなく、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事し始める日を指します。

・勤務形態一覧表では、当該基礎研修修了者の「職種欄」にサービス管理責任者等も加えてください。

5. その他の留意事項について

- 指定権者への届出を行った上で、6か月以上のOJTの特例を活用して実践研修を受講し、その後、障害福祉サービス事業所等の「正式なサービス管理責任者等」として配置をする場合、あらためて市への届出が必要となります。
- 本講義で説明をしている6か月以上のOJTの特例の活用有無に関わらず、基礎研修修了者が個別支援計画原案の作成業務に従事する場合は、従事後速やかに市へ届出を提出してください。



11

最後にその他の留意事項について説明します。

1つ目

「人員配置上必要な数を満たすために、サビ管等としての配置をしていない」場合において、指定権者へ届出を行った上で、6か月以上のOJTの特例を活用して実践研修を受講し、その後障害福祉サービス事業所等の「正式なサービス管理責任者等」として配置をする場合は、あらためて市への届出が必要となります。

2つ目

本講義で説明をした、6か月以上のOJTの特例を活用するかしないかに関わらず、基礎研修修了者が個別支援計画原案の作成業務に従事する場合は、従事し始めた段階で速やかに市へ届出を提出してください。

5. その他の留意事項について

- 基礎研修受講の際は、実務経験を満たしていない場合でも受講可能となるため、6か月以上のOJTの特例を活用する場合は、ご注意ください。
- やむを得ない事由によるサービス管理責任者等の配置については、事前に本市との事前協議が必要です。みなし配置を行おうとする場合には、欠如することが分かった時点で速やかにご相談ください。

12

3つ目

基礎研修受講の際は、研修の実施主体の判断となりますが、サービス管理責任者等の配置上必要な実務経験を満たしていない場合でも、受講が可能となります。

6か月以上のOJTの特例を活用する場合は、基礎研修受講開始時に、実務経験要件を満たしている者が対象となりますので、特例を活用する場合はご注意ください。

サービス管理責任者等になるための実務経験要件と、研修を受講するための要件は必ずしも一致しません。

研修受講に関する要件などは、各研修実施主体（宮城県社会福祉協議会等）へお問い合わせください。

4つ目

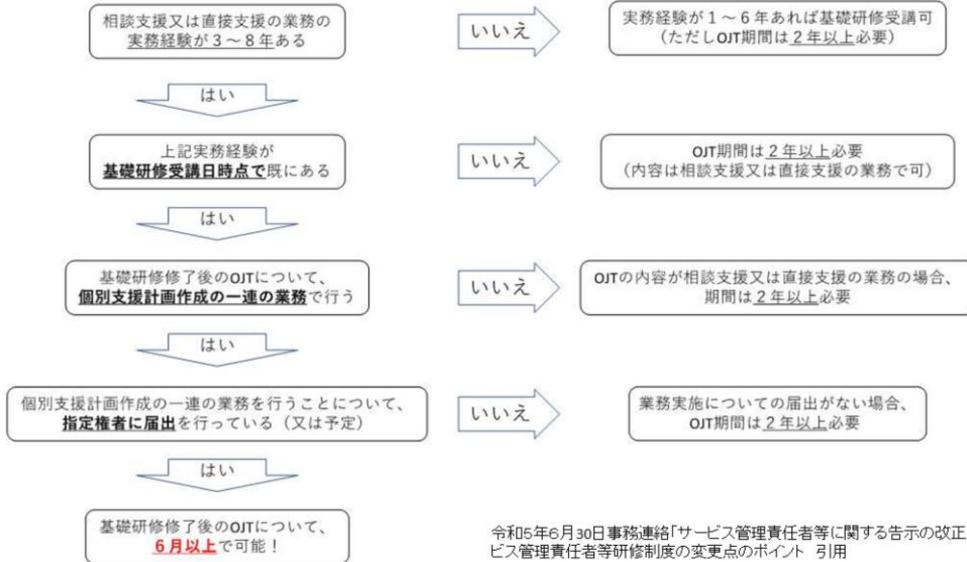
やむを得ない事由によるサービス管理責任者等の配置については、事前に本市との事前協議が必要です。

みなし配置を行おうとする場合には、欠如することが分かった時点で速やかにご相談ください。相談の上、仙台市が認めた場合のみ、「やむを得ない事由」によるサビ管等の配置が認められます。

みなし配置を行おうとする場合には、欠如することが分かった時点で速やかにご相談ください。協議の結果認められない場合もあります。

6. 参考資料

6か月以上のOJT適用の判断フローチャート



13

続いて、参考資料のご紹介です。

こちらは、6か月以上のOJTの特例が適用となるかの判断する際に、使用するフローチャートとなります。

特例が適用となるか判断する際の参考にご使用ください。

6. 参考資料

- 宮城県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（宮城県）

(URL)

<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/170330.html>



- サビ管等の届出に関する様式

仙台市トップページ > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 障害福祉サービス > 障害福祉サービス事業者等の指定・変更等の申請・届出について



14

サービス管理責任者等の研修に関しては、宮城県ホームページをご確認ください。

また、研修受講に関する問い合わせについては、各研修の実施主体へ問い合わせをお願いします。

サビ管等の配置や届出に関する問い合わせについては、障害福祉サービス指導課へ問い合わせをお願いします。

本講義の説明は以上となります。